

(様式2)

随意契約の結果の公表

部(局)等名: 地域振興部

R5.2

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額	地方自治法 施行令の適用 条項	随意契約とした理由	所管部課(地方 機関)の名称	備考
島根県市町村情報システム標準化支援業務	令和5年2月1日	株式会社ガバメイツ 愛媛県松山市三番地四丁目9番地5	4,954,400 円	167条の 2第1項第 2号	<p>別紙 随意契約の理由</p> <p>国において「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日閣議決定)における自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項として「自治体情報システムの標準化・共通化」が挙げられた。</p> <p>本事業は、期限である令和7年度までに「自治体情報システムの標準化・共通化」を滞りなく、また着実に進めていく必要があるため、システム管理者向けに実施するものである。</p> <p>本業務を遂行するためには、①標準化・共通化の取組内容を熟知していること、②確実に進めて行くための手法を持ち併せていること、が重要である。</p> <p>一方で標準化の取組の課題として、県民の接点となるオンラインの窓口と、手続を処理する基幹システムは国が仕様を示しており、一定の水準が担保されているが、オンラインでの窓口から基幹システムの間にある中間処理部分は仕様が表示されていないため、各市町村で検討が必要となっている。</p> <p>また、国が示しているスケジュールでは令和5年度から本格的に事業を進めることとなっている。</p> <p>現在、先行して取組を進めている自治体があるものの、県が市町村と一体となり取組を進めており、またオンラインでの窓口から基幹システムへの接続におけるモデルをすでに構築しているのは全国で愛媛県が唯一の自治体である。</p> <p>当該企業は愛媛県で実業務を担っており、この愛媛県モデルを一から立ち上げた実績があり、標準化に向けたノウハウを有している唯一の企業である。</p> <p>また愛媛県で実施したモデルを使う事で、一から検討を行うよりもはるかに標準化に向けてのコストの削減が期待できる。</p> <p>本委託において重要となる十分な経験及び知識を有し、かつその実績もある業者は他に存在しないと考え、当該企業を契約の相手方として選定する。</p>	地域政策課	